

グローバルスタートアップ成長投資ファンド
募集要項

<応募先及びお問い合わせ先>

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部ファンド事業企画課
〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル
E-mail : fundinfo@smrj.go.jp

令和5年3月31日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
ファンド事業部

令和5年3月

1. 事業目的・内容

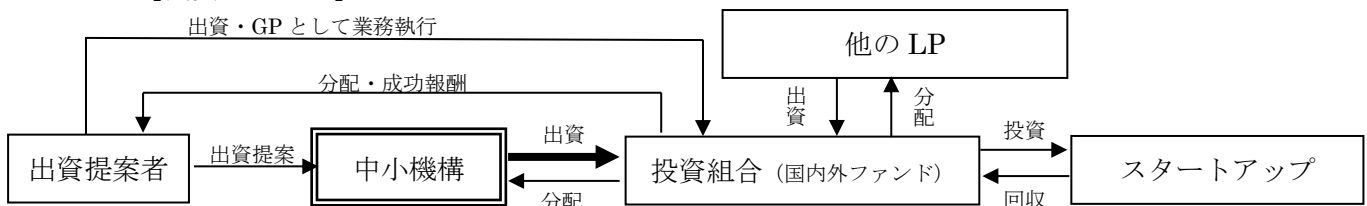
将来の日本の雇用、所得、財政を支える新たな担い手となるグローバルで活躍するスタートアップを創出していくためには、スタートアップのグローバルマーケットへの展開を支援し、事業規模の拡大を支援していくことが重要です。

このため、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、資金力や海外展開ノウハウを有する国内外のグローバルベンチャーキャピタルが運営するファンドへの出資を通じて、グローバル展開を目指す国内のスタートアップへのリスクマネーの供給や海外展開ノウハウの提供を促進します。

2. 出資対象

海外における事業の展開に取り組む中小企業者に対する投資事業を行う投資組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に基づく投資事業有限責任組合（以下「組合」という。）又は外国の法令に基づいて設立された団体であって組合に類似するもの（以下「海外組合」という。また、組合及び海外組合を「投資組合」と総称する。))であって、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、組合の有限責任組合員又は海外組合の有限責任組合員に類似するものとして出資するもの。

【出資スキーム】



3. 公募対象となる方

提案時点で次の全ての条件を満たす事業者。

- (1) 別紙に掲げる出資要件を満たす投資組合を組成し、無限責任組合員等（組合の無限責任組合員又は海外組合の有限責任組合員に類似するものをいう。）として業務執行を行おうとする者
- (2) 直近1年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村民税又は外国が課すこれらの税に相当する税の滞納がない者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立若しくは民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始申立がなされている者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者でないこと

4. 申込方法

所定の事前審査申請書（提案書）その他下記必要書類各1部をメール等で送付して下さい。

事前審査申請書（提案書）の様式については、下記「6. 応募先及びお問い合わせ先」までお問い合わせください。

（提出書類）

- ・事前審査申請書（提案書）（事前審査を通過した方には改めて提案書等のご提出をお願いします。）
- ・投資組合設立趣意書
- ・確定申告書又は外国のこれに類似するもの（写）（決算書・直近3期分）
- ・商業登記簿謄本（直近の会社情報を反映したもの）又は外国のこれに類似するもの
- ・会社案内・パンフレット
- ・投資組合契約書（既に設立されている投資組合への出資を希望される場合、最新版）
- ・その他資料

（注1）事前審査申請書（提案書）の作成等、提案参加に必要な経費は、提案者の負担とします。

（注2）提出書類は、いずれも返却できません。

（注3）必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

（注4）提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

5. 出資先投資組合の決定

事前審査申請書（提案書）及びその他必要書類を受理した後、下記審査プロセスを経た上で総合的に判断し、出資の可否を決定します。

（1）審査プロセス

- ① 事前審査（事前審査申請書（提案書）に基づく書面審査等）
- ② 本審査（提案書に基づく公認会計士同行による現地調査、外部有識者による評価委員会、面接審査等）

（注1）本審査は、事前審査を通過した方から提案書を受領した場合のみ実施します。

（注2）事前審査及び本審査の結果については、書面で通知します。

（注3）審査結果に関するお問い合わせ（不採択の理由等）には一切応じかねますので、ご承知おき下さい。

(2) 審査のポイント

審査にあたっては、「3. 公募対象となる方」が出資要件を満たしているかを確認するとともに、下記の各項目について評価するものとします。

【出資提案者の評価ポイント】

- ① 過去の投資組合運営実績（投資対象、IRR、投資倍率）、国内のスタートアップ等への投資実績、海外における事業の展開に関する支援実績、エグジット実績（組織としての実績がない場合は投資担当者個人のもの）
- ② 経営基盤の安定性（財務状況、組織体制、経営者・役員の経歴）
- ③ ディールソース、ソーシング力
- ④ 各種専門家やアドバイザー、関連業界・企業等とのネットワーク
- ⑤ 国内のスタートアップ等に対する投資業務への理解、ノウハウ、専門知識
- ⑥ 国内のスタートアップの海外における事業の展開に関する支援能力（資金力・海外ネットワーク等）

【提案内容の評価ポイント】

- ① 政策的意義（投資組合の目的と政策・事業目的との整合、国内のスタートアップ支援としての意義、中小機構が出資する目的への理解）
- ② 投資組合の運営方針（規模・存続期間、投資対象（投資分野）・投資基準・投資方法、想定IRR・回収方法・管理報酬・成功報酬（ハードルレートの有無））
- ③ 他の組合員等（組合の組合員又は海外組合の組合員に類似するものをいう。）の構成、出資額及び出資確度
- ④ 投資組合の運営体制（投資チームの構成、投資担当者数、投資決定プロセス（発掘・投資委員会の構成・議決方法等）、管理体制、投資回収プロセス、コンプライアンス確保、反社チェックの体制、秘密保持）
- ⑤ 投資担当者の投資実績、投資先の海外における事業の展開に関する支援実績、エグジット実績（特に、提案投資組合が投資対象とする業種・成長段階等に対する実績）
- ⑥ 国内のスタートアップの海外における事業の展開を支援する方法
- ⑦ 投資候補先の内容（質・量、ソーシング元等）
- ⑧ 利益相反への対応（同種類似の事業、並行投資、投資組合関係者と投資先との取引等）

6. 応募先及びお問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド事業企画課

〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

E-mail: fundinfo@smrj.go.jp